

別表-1

会費負担口数基準

法人(A表)

資本金による口数		従業員数による口数	
資本金額	口数	従業員数	口数
万円未満	口以上	人	口以上
100万円未満	2	0~1	1
200万円未満	3	2~4	3
500万円未満	5	5~9	5
1,000万円未満	7	10~29	7
5,000万円未満	8	30~49	10
5,000万円以上	12	50~199	12
〃	〃	200以上	20

個人(B表)

従業員数による口数	
従業員数	口数
人	口以上
0	1
1~4	2
5~9	5
10~14	6
15~19	8
20~29	12
30人以上	15

1. 会員の会費負担基準口数については別表1. によりこれを定める。
2. 個人企業の基準口数については、従業員数を基準にし、B表を適用する。
3. 法人企業及び組合、団体等の基準口数については、資本金額及び従業員数を勘案し、合算した基準口数とし、A表を適用する。
4. 筑後市外等の特別会員についても別表1. を適用する。
5. 小規模企業者等で、この基準により難しいときは、法人企業、個人企業とも減口することができる。
6. 地区内の本店以外に、2店以上の事業所を開設されてあるときは、1事業所当り、1口以上で、会員事業所とみなすことができる。